

## 政省令等改正（2014年9月15日施行予定）の概要

平成26年8月  
経済産業省貿易管理部  
安全保障貿易管理課

### I. 改正趣旨

大量破壊兵器及び通常兵器の不拡散の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合【参考1】において輸出規制すべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、これを外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）25条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物については、これを外為法48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下、「輸出令」という。）に規定することで、輸出規制の対象としている。【参考2】

各レジームにおける今般の合意を受けて、輸出令・関連省令・関連通達の改正を行うことにより、輸出規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除等し、併せて、その他所要の改正を行う。

また、中央アフリカについて、国際連合安全保障理事会において武器及び関連物資の禁輸等の決議が採択されたため、当該国を別表第一の一六の項の関連の規制対象地域に追加する改正を行う。

なお、本改正の施行日は平成26年9月15日を予定している。

#### 【参考1】国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は41か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は34か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は41か国。

## 【参考2】関係法令及び略称

### 【法律】

- 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）：**外為法**

### 【政令】

- 外国為替令（昭和55年政令260号）※ 今回改正なし：**外為令**
- 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）：**輸出令**

### 【省令】

- 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）：**貨物等省令**
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）：**貿易外省令**

### 【通達】

- 輸出貿易管理令の運用について：**運用通達**
- 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第二項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について：**役務通達**
- 包括許可取引要領：**包括要領**
- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について：**提出書類通達**

## II 改正内容

### (1) リスト規制関係の改正

#### 原子力関連（2項関係）

##### ■ 核燃料物質等の分離用装置に係る解釈規定の改正

NSGにおいて、「分離用若しくは再生用に設計した装置」として、ある一定の条件を満たす中性子測定装置も対象とするとの解釈規定の変更があったため、所要の改正を行う。

- 運用通達の2の項【通達】

##### ■ 核燃料物質の成型加工用の装置に係る解釈規定の改正

NSGにおいて、「核燃料物質の成型加工用の装置」として、核燃料要素の組立て用の装置も含むとの解釈規定が明確化されたため、所要の改正を行う。

- 運用通達の2の項【通達】

##### ■ 工作機械の設計等のプログラムに係る規定の改正

NSGにおいて、工作機械の設計・製造・使用に係るプログラムについて、パートプログラム作成用のプログラムの一部を規制対象外とする規定内容の明確化が行われたため、所要の改正を行う。また、数値制御装置に係るプログラムについて、工作機械のためのものを対象とする規定内容の明確化も同時に行われたため、この点の所要の改正も行う。

- 貨物等省令第15条第1項第3号、15条第2項【省令】

##### ■ 測定装置に係る規定の改正

NSGにおいて、測定装置に係る規定内容の明確化が行われたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第1条第17号【省令】
- 運用通達の2の項【通達】

##### ■ 放射性核種に係る規定の改正

NSGにおいて、放射性核種に係る規定の内容及び対象となる放射性核種の明確化がされたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第1条第24号【省令】
- 運用通達の2の項【通達】

■ るつぼに係る規定の改正

NSGにおいて、るつぼについて、規制対象材料の単独使用のものしか規制対象になっていなかったが、規制対象材料を組み合わせたものも含む内容に変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第1条第27号【省令】

■ 質量分析計に係る規定の改正

NSGにおいて、質量分析計に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第1条第37号【省令】
- 運用通達2の項【通達】

■ 圧力計に係る規定の改正

圧力計に係る規定において、センサを密閉するためのシールを用いているものと用いていないものについて、規定内容の明確化を行うため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第1条第38号【省令】
- 運用通達2の項【通達】

■ 衝撃試験機に係る規定の改正【規制強化】

NSGにおいて、衝撃試験機に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第1条第43号【省令】
- 運用通達2の項【通達】

■ カメラに関する規定の改正

NSGにおいて、機械式、電子式というカメラの構造による規制内容が、カメラの機能による分類に整理されると共に、新たにプラグインユニットも対象とするという内容に変更されたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の2の項(39)【政令】
- 貨物等省令第1条第44号、第15条第1項第8号、第9号【省令】
- 運用通達2の項【通達】

■ 圧力測定器等に関する規定の改正

NSGにおいて、圧力測定器について、「マンガニンを用いた」という限定要件がなくなった等の変更がなされたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の2の項(40)【政令】
- 貨物等省令第1条第45号【省令】
- 運用通達2の項【通達】

■ パルス発器等に係る規定の改正

NSGにおいて、パルス発生器、キセノンせん光ランプの発光装置に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第1条第50号【省令】
- 運用通達2の項【通達】

■ 雷管の部分品を規制対象に追加

NSGにおいて、雷管の部分品について、新たに規制対象として追加となったため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の2の項(41)【政令】
- 貨物等省令第1条第51号【省令】

■ 中性子発生装置に関する規定の改正

NSGにおいて、中性子発生装置について、重水素と重水素の核反応による静電加速型の中性子発生装置が、新たに規制対象として追加となったため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の2の項(43)【政令】
- 貨物等省令第1条第53号【省令】

■ レニウム等の一次製品を規制対象に追加

NSGにおいて、レニウム、レニウム合金、レニウム及びタングステンからなる合金の一次製品について、新たに規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の2の項(51)【政令】
- 貨物等省令第1条第61号、第15条第1項第4号【省令】

■ 防爆構造の容器を規制対象に追加

NSGにおいて、防爆構造の容器について、新たに規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の2の項(52)【政令】
- 貨物等省令第1条第62号、第15条第1項第4号【省令】

化学・生物兵器関連(3項、3の2項関係)

■ 焼却装置に係る規定の明確化

焼却装置に係る規定内容について、AGの合意内容を正確に反映するため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条第2項第10号【省令】

■ 狂犬病ウイルスに係る規定の改正

AGにおいて、狂犬病ウイルス以外のリッサウイルス属のウイルスを規制対象とする変更がなされたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条の2第1項第1号【省令】
- 運用通達3の2項【通達】

■ 毒素に係る規定の精緻化

毒素のうち、デアセトキシシルペノール毒素の名称について、学術的に、ジアセトキシシルペノール毒素が正確な名称であるため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条の2第1項第3号【省令】
- 運用通達3の2項【通達】

■ 発酵槽の部分品を規制対象に追加

AGにおいて、発酵槽の部分品を新たに規制対象とする等の変更がなされたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の3の2項(2)2【政令】
- 貨物等省令第2条の2第2項第2号【省令】
- 運用通達3の2項【通達】

## ミサイル関係（４項関係）

### ■ ロケット推進装置等に係る規定の改正

MTCRにおいて、ロケット推進装置等に係る規定について、液体ロケット推進装置等を別立てで規定する等の変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第３条第２号、第１６条第１項第１号【省令】

### ■ ターボジェットエンジン等に係る規定の改正

MTCRにおいて、ターボジェットエンジン等に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第３条第３号【省令】

### ■ サーボ弁等に係る規定の改正

MTCRにおいて、サーボ弁等に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第３条第６号【省令】
- 運用通達４の項【通達】

### ■ ラジアル玉軸受に係る規定の改正

ラジアル玉軸受の規定について、MTCRの合意内容を正確に反映するための改正を行う。

- 貨物等省令第３条第６号の２【省令】

### ■ バッチ式混合機に係る解釈規定の改正

MTCRにおいて、バッチ式混合機に係る解釈規定について新たに設けられたため、所要の改正を行う。

- 運用通達４の項【通達】

### ■ 推進薬等の製造装置に係る規定の改正

MTCRにおいて、推進薬等の製造装置に係る規定について、製造可能な推進薬等の金属粉末の形状の仕様に変更があったため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第３条第１０号の２【省令】
- 運用通達４の項【通達】

■ ロケットの推進薬等の使用技術に係る規定の改正

ロケットの推進薬、推進薬を製造する装置等の使用技術について、操作、保守、点検に係る技術に限定する内容に変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第16条第1項第5号、第5号の2、第8号【省令】

■ 直線加速度計に係る解釈規定の改正

MTCRにおいて、直線加速度計に係る再現性についての解釈規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 運用通達4の項【通達】

■ 重力計、重力勾配計に係る規定の改正

MTCRにおいて、重力計、重力勾配計について、重力計、重力勾配計の規定を統一して規制していたが、重力計と重力勾配計の規定を分けて規制する等の内容に変更となったため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第3条第20号、第20号の2【省令】
- 運用通達4の項【通達】

**先端材料関連（5項関係）**

■ 繊維からなる構造体を製造する装置に係る規定の改正

WAにおいて、繊維からなる構造体を製造する装置に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第4条第4号【省令】
- 運用通達5の項【通達】

■ 芳香族ポリイミド等に係る規定の改正

規制対象となる対象物の実態に即した規制内容を明確化するため、所要の改正を行うと共に、WAにおいて、芳香族ポリイミドの規制値が新たに設けられたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第4条第13号【省令】
- 運用通達5の項【通達】



■ ポリエチレン繊維に係る解釈規定の追加

WAにおいて、ポリエチレン繊維に係る解釈規定が新たに設けられたため、所要の改正を行う。

- 運用通達 5 の項【通達】

材料加工関連（6の項関係）

■ 工作機械に係る解釈規定の改正

WAにおいて、工作機械の位置決め精度に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 運用通達 6 の項【通達】

エレクトロニクス関連（7の項関係）

■ 集積回路に係る規定の改正

WAにおいて、集積回路に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第1号、第19条第3項第3号【省令】
- 運用通達 7 の項【通達】

■ 電力増幅器等に係る規定の改正

WAにおいて、電力増幅器、マイクロ波用ディスクリートトランジスタ、固体増幅器等に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第2号、第21条第3項【省令】
- 運用通達 7 の項【通達】

■ デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置等の削除

WAにおいて、デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置等について、規制対象品目から削除されたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の7の項（9）【政令】
- 貨物等省令第6条第9号【省令】
- 運用通達 7 の項【通達】

- サンプリングオシロスコープを規制対象に追加  
WAにおいて、サンプリングオシロスコープについて、新たに規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。
  - 輸出令別表第1の7の項(9)【政令】
  - 貨物等省令第6条第9号【省令】
  - 運用通達7の項【通達】
  
- 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置に係る規定の改正  
WAにおいて、磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第6条第11号【省令】
  - 運用通達7の項【通達】
  
- 周波数シンセサイザーを用いた信号発生器に係る規定の改正  
WAにおいて、信号発生器に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第6条第13号【省令】
  - 運用通達7の項【通達】
  
- 集積回路の製造用のマスク等に係る規定の改正  
マスク等の規定について、WAの合意規定を正確に反映するため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第6条第17号【省令】
  
- 基板に係る規定の改正  
WAにおいて、基板について、半導体基板に限定すべく、用語の定義が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第6条第22号【省令】

## コンピュータ関連（８の項関係）

### ■ デジタル計算機に係る規定の改正

WAにおいて、デジタル計算機に係る規定（加重最高性能）が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第７条第３号、第２０条第２項第１号、第２号、第３号、第５号【省令】
- 運用通達８の項【通達】

### ■ 侵入プログラムの開発用等の機器・技術について規定の追加

WAにおいて、サイバー攻撃に関わる侵入プログラムの開発用装置等について、新たに規制対象品目となったため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第７条第５号、第２０条第２項第６号、第７号、第８号【省令】
- 運用通達８の項【通達】
- 役務通達８の項【通達】

## 通信関連（９の項関係）

### ■ インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置、これらの装置の設計用の装置等を規制対象に追加

WAにおいて、インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置、これらの装置の設計装置等について、新たに規制対象として追加することとなったため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第１の９の項（５の５）、（６）【政令】
- 貨物等省令第８条第１号、第５号の５、７号、第２１条第１項第２号、第４号、第６号、第８号【省令】
- 運用通達９の項【通達】

### ■ 暗号装置等に係る規定の改正

WAにおいて、暗号装置等に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第８条第９号【省令】
- 役務通達９の項【通達】

## センサー・レーザー関連（10の項関係）

### ■ 水中探知装置等に係る規定の改正

WAにおいて、水中探知装置等に係る規定が改正されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第9条第1号【省令】
- 運用通達10の項【通達】

### ■ レーザー発振器等に係る規定の改正

WAにおいて、レーザー発振器等に係る規制値の変更等が行われたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第9条第10号【省令】
- 運用通達10の項【通達】

### ■ 重力計に係る解釈規定の変更

WAにおいて、重力計の測定条件について変更がされたため、所要の改正を行う。

- 運用通達10の項【通達】

### ■ レーダー等に係る規定の改正

WAにおいて、レーダー等に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第9条第13号、第22条第2項第1号【省令】
- 運用通達10の項【通達】

## 航法関連（11の項関係）

### ■ ジャイロスコープ等に係る規定の改正

WAにおいて、ジャイロスコープ等に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第10条第2号【省令】

■ 慣性航法装置等の部分品の削除等に係る規定の改正

WAにおいて、慣性航法装置等について、部分品が削除されると共に、規制対象内容の変更がされたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の11の項(3)【政令】
- 貨物等省令第10条第3号、第27条第3項第1号、2号【省令】
- 運用通達11の項【通達】

■ 全地球的衛星航法装置の関連技術に係る規定の改正

WAにおいて、全地球的衛星航法装置のレンジングコードを解読するためのプログラムについて、新たに規制対象に追加されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第23条第2項第4号【省令】

■ アビオニクス装置の設計等の関連技術に係る規定の改正

WAにおいて、アビオニクス装置の設計等の技術について、規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第23条第3項【省令】
- 役務通達11の項【通達】

航法関連（12の項関係）

■ 潜水艦用の遠隔操作マニピュレーターに係る規定の改正

潜水艦用の遠隔操作マニピュレーターに係る規定について、WA合意規定を正確に反映するため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第11条第7号【省令】
- 運用通達12の項【通達】

推進装置関連（13の項関係）

■ ガスタービンエンジンに係る規定の改正

WAにおいて、航空機用のガスタービンエンジンに係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第12条第1号【省令】

## 機微品目関連（15の項関係）

### ■ 無線受信機に係る規定の改正

WAにおいて、無線受信機に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第14条第5号【省令】
- 運用通達15の項【通達】

### ■ 水中探知装置に係る規定の改正

WAにおいて、水中探知装置に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第14条第6号【省令】

## その他

### ■ 国連武器禁輸国の改正

別表第三の二は、主に通常兵器キャッチオール規制上の用途確認に関係するものとなりますが、今般、国連安保理決議において、中央アフリカに対する武器等の禁輸等を内容とする決議が採択されたため、中央アフリカを同表に追加する。

- 輸出令別表第3の2【政令】

### ■ 貿易外省令の改正【規制内容の精緻化】

「許可を要しない役務取引」の規定内容について、WAにおける合意内容を正確に反映するため、所要の改正を行う。

- 貿易外省令第9条第2項第14号【省令】

### ■ 包括要領の改正

輸出令別表第1の1の項（1）のうちのスポーツ用の銃、狩猟用の銃等について、特定包括の対象とする等の所要の改正を行う。

### ■ 提出書類通達の改正

誓約書に基づく事前同意手続きの対象外となる貨物として、輸出令別表第1の2の項（8）に掲げる周波数変換器を追加する等の所要の改正を行う。

※その他、技術的・修辭的な観点から所要の改正を行う。